

### 令和6年10月27日から、岩手県最低賃金が引き上げられます！時間額952円

現在、岩手県最低賃金は時間額893円ですが、10月27日から時間額952円(59円UP)に引き上げられます。すべての使用者は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む)に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当は含みません。

月額賃金の計算例	皆様の事業場では最低賃金額以上の支払いとなっていますか？		
時間額952円を月額換算すると・・・			
952円 × 173.5時間(時間所定労働時間)	=	165,172円	
(現在の最賃893円 × 173.5H)	=	154,936円	10,236円の引き上げになります)
	(	各事業場の所定労働時間で計算してください)	
日額換算すると・・・			
時間額952円 × 8時間	=	7,616円	(893 × 8 = 7,144円 472円の引き上げ)

### 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう！  
使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上すべての労働者について、年5日以上年次有給休暇を取得させなければなりません。そのため、使用者は労働者の希望を聞いた上で、いつ年次有給休暇を取得させるかをあらかじめ決めておくこと(時季指定)が大切です。

- 時季指定について、就業規則に
- ・時季指定の対象となる労働者の範囲
  - ・時季指定の方法等

を記載しておきましょう！

また、労働者ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存しましょう！



### 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます。令和6年11月14日(木)

## 岩手会場

### プログラム

[主催者挨拶] 岩手労働局

[遺族からの声]

[基調講演]

「職場におけるメンタルヘルス不調者の復職支援の取組みについて～産業医の立場から～」

足立 留美子氏

(アールエイチ産業医事務所代表)

[取組事例報告]

「ベアレンの働き方改革について」

株式会社ベアレン醸造所 代表取締役社長 鳥田 洋一氏

毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に併せ、全国の各会場で開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。岩手会場は以下のとおりです。皆様のご参加をお待ちしております。

日時: 11月14日(木)

会場: 岩手教育会館2階多目的ホール

申し込みはこちらから



令和6年4月から、労働条件明示のルールが変わっています。  
新しい内容が追加された「労働条件通知書」を使用しましょう！

モデル労働条件通知書

電子媒体  
はこちら



モデル書式はこちら



厚生労働省ウェブサイト



無期転換ポータルサイト

新しく追加される明示事項は以下のとおりです。

すべての労働者  
労働契約の締結、有期労働契約の更新時  
追加  
就業場所・業務の変更の範囲

有期契約労働者  
有期労働契約の締結と更新時  
追加

更新上限(通算契約期間又は更新回数の上限)の有無と内容、併せて、更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること

無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時

追加  
無期転換申込機会  
無期転換後の労働条件、併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

The image shows a sample '労働条件通知書' (Labor Condition Notification Form) with various sections highlighted in blue and green. The sections include: 1. 契約期間 (Contract Term), 2. 就業場所・業務の内容 (Workplace and Job Content), 3. 就業時間 (Working Hours), and 4. 休日 (Holidays). Annotations in blue boxes highlight new items to be notified, such as '有期契約労働者に係る項目' (Items for fixed-term contract workers) and '労働者生活に関与する事項' (Items related to workers' lives). Annotations in green boxes highlight items related to '無期転換' (Conversion to permanent employment).

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます！

令和7年1月1日から、次の手續について電子申請が原則義務化されます。事業主の皆様、お早目のご準備をお願いします。

- (1)労働者死傷病報告
- (2)総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- (3)心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告(ストレスチェック)
- (4)有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- (5)有機溶剤等健康診断結果報告
- (6)じん肺健康管理実施状況報告

電子申請のメリット

- ・時間や場所にとらわれずに手續が可能
- ・スマホやタブレット、パソコンだけで手續が終了
- ・電子署名・電子証明書の添付は不要

電子申請の詳細はこちらから



事業主の皆さまへ

### 労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/rou-doukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/rou-doukijun/denshishinsei.html)
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- ・ 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- ・ スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- ・ 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署